

ニュージーランド (NEW ZEALAND)

面積：267,710 km² 人口：約 429 万人 (2011 年)

I スポーツ政策の基本制度

1. 歴史的背景、今後の動向および現状

(1) スポーツ政策の歴史的背景および今後の状況

ニュージーランドは、中心的役割を担うさまざまな機関を法律で設置し、機能や権限を定めることによって、スポーツ振興・政策立案を図ってきた経緯がある。

これまでに、「身体福祉・レクリエーション法 (Physical Welfare and Recreation Act 1937)」、「レクリエーション・スポーツ法 (Recreation and Sport Act 1973)」、「レクリエーション・スポーツ法 (Recreation and Sport Act 1987)」、「スポーツ・フィットネス・レジャー法 (Sport, Fitness and Leisure Act 1992)」、「スポーツ・レクリエーション・ニュージーランド法 (Sport and Recreation New Zealand Act 2002)」と、種々の法律が制定されてきた。

「身体福祉・レクリエーション法」では、身体福祉・レクリエーションカOUNシル (National Council of Physical Welfare and Recreation) を設立し、調査や研究に基づいて、身体活動、スポーツやレクリエーションなどにより人々の体力の向上を図るための政策を政府に提言するなどの権限を与えるとともに、レクリエーション・スポーツ省 (Ministry of Recreation and Sport) とスポーツ・レクリエーションカOUNシル (New Zealand Council for Sport and Recreation) を設立し、機能や権限を規定するものであった。また、「スポーツ・フィットネス・レジャー法」では、スポーツの振興・発展のためにヒラリー・コミッションを公法人[※]として設立し、スポーツ行政の中心的役割を担う機能・権限を与えている。さらに、「スポーツ・レクリエーション・ニュージーランド法」では、「レクリエーション・スポーツ法」を改正し、レクリエーションの概念をフィットネスとレジャーに分けて取り込んだ。

1999 年に発足した労働党政権は、2002 年に「スポーツ・レクリエーション・ニュージーランド法 (Sport and Recreation New Zealand Act 2002)」を制定し、ヒラリー・コミッションとニュージーランド・スポーツ財団 (New Zealand Sports Foundation) および観光・スポーツの政策部局 (Office of Tourism and Sport) を統合し、新たにスポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (Sport & Recreation New Zealand: SPARC) を設立した。今日では、この SPARC が、スポーツ振興の大きな役割を担っている。

※ 公法人とは、行政上の特定の目的を遂行するために設置された公的な法人のこと

(2) 国民のスポーツ参加動向

1) スポーツ実施状況

スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(Sport & Recreation New Zealand: SPARC)では、2007年度から、これまで実施していた「ニュージーランド・スポーツ・身体活動調査(New Zealand Sport and Physical Activity surveys)」(1997、1998、2000年)よりも、身体活動をより広く定義し、実施頻度や実施時間のほか「運動強度」も評価に加えた「アクティブ・ニュージーランド調査(Active New Zealand Survey)」を実施した。16歳以上の成人4,430人からインタビュー調査を行った結果、ニュージーランド人の96.0%は、過去1年間に1つ以上のスポーツ・レクリエーション活動に参加しており、79.0%の人は、毎週少なくとも1つのスポーツ・レクリエーション活動に参加していた。平均すると、1人あたり4.6種目のスポーツ・レクリエーション活動に参加していた。

過去1年間に行ったスポーツ・レクリエーション活動をみると、もっとも実施者が多いのは「ウォーキング」で、16歳以上の64.1% (約210万人)が行っている。次いで、「ガーデニング」43.2%、「水泳」34.8%、「器具を使ったトレーニング」26.5%、「サイクリング」22.7%などの順となる(図表N-1)。

その他のスポーツ実施の状況をまとめてみると、過去1年間にスポーツ・レクリエーションに関わる「ボランティア活動」を実施した者の割合は、16歳以上のうち25.3%で、829,735人と報告されている。36.9%の者は少なくとも1つの「スポーツイベントや大会」に参加しており、39.9%の者は、コーチ、インストラクターまたはトレーナーからの「指導」を受けている。

図表 N-1 過去1年間に行ったスポーツ・レクリエーション活動別の実施率(16歳以上)

順位	スポーツ・レクリエーション活動	実施率(%)	実施人口(人)
1	ウォーキング	64.1	2,100,278
2	ガーデニング	43.2	1,414,633
3	水泳	34.8	1,139,812
4	器具を使ったトレーニング※1	26.5	868,271
5	サイクリング	22.7	745,183
6	釣り	19.3	633,769
7	ジョギング・ランニング	17.5	574,109
8	ダンス	16.8	549,112
9	ゴルフ	12.7	416,223
10	トランピング※2	9.4	306,343

※1: 自宅やジムで行う、トレッドミルやウエイトなどの器具を使ったトレーニングを指す

※2: トレッキングやハイキングを指す

出典: Key Results of 2007/08 Active New Zealand Survey, SPARC(2008)より作成

次に、「全国身体活動ガイドライン(New Zealand's national physical activity guideline)」で示した「運動強度が中程度の身体活動を少なくとも30分以上、週5回以上実施する」の条件でみると、16歳以上の48.2%(男性52.3%、女性44.4%)が達成していることがわかった(図表N-2)。

SPARCでは、現在のスポーツ政策の最終年である2015年に向けた目標の達成度を測る指標とするため、今後、2011年に新たな青少年調査を実施し、2014年には「アクティブ・ニュージーランド調査(Active New Zealand Survey)」と青少年調査を同時に実施する予定である。

図表 N-2 ニュージーランドのレベル別にみた身体活動の実施率（性別・年代）（％）

	30×5 ガイドライン 達成レベル ※1	ある程度の 身体活動レベル ※2	不活発レベル ※3
全体	48.2	39.1	12.7
男性	52.3	37.0	10.8
女性	44.4	41.1	14.5
16-24	43.6	47.3	9.1
25-34	50.1	38.9	11.1
35-49	54.6	35.0	10.4
50-64	52.0	36.4	11.5
65以上	34.2	41.8	24.0

※1：運動強度が中程度以上の身体活動を 30 分以上週 5 回以上行っている者

※2：ガイドラインに達しなかったが、少なくとも週に 1 回以上は運動強度が中程度の身体活動を行った者

※3：1 週間のうち、運動強度が中程度以上の運動を行ったのが 30 分未満だった者

出典：Key Results of 2007/08 Active New Zealand Survey, SPARC(2008) より作成

2) スポーツクラブ加入状況

スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARC)が実施した「2007/08 年 アクティブ・ニュージーランド調査 (The 2007/08 Active New Zealand Survey)」によると、ニュージーランドの 16 歳以上の 34.9%の者は、スポーツ・レクリエーション活動を行うために、「クラブやフィットネス・センターの会員」になっている。

種目別のクラブ加入状況については、SPARC の 2009 年度の集計によると、もっとも登録者が多いのは「ラグビーユニオン (15 人制ラグビー)」の 14 万 5,000 人、約 500 クラブであり、次いで、「ネットボール」13 万 5,000 人、約 1,000 クラブ、「フットボール」12 万人、約 500 クラブの順となっている (図表 N-3)。

図表 N-3 種目別クラブ加入状況 (2009)

順位	クラブ名	会員数(人)	登録クラブ数(約)
1	ニュージーランドラグビーユニオン	145,000	500
2	ネットボールニュージーランド	135,000	1,000
3	ニュージーランドフットボール	120,000	500

出典：SPARC 調査回答資料 (2011) より作成

2. 国のスポーツ担当機関

(1) 中央組織

1) 文化遺産省 (Ministry for Culture & Heritage : MCH)

ニュージーランドスポーツは、文化遺産省 (Ministry for Culture & Heritage : MCH) が所管しているが、スポーツ担当職員は2名程度であり、業務としては予算の管理を行うぐらいで、実際のスポーツ行政を担っているのは、スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (SPARC) である (図表 N-4)。

2) スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (Sport & Recreation New Zealand : SPARC)

ニュージーランドのスポーツ行政は、文化遺産省のスポーツ・レクリエーション担当大臣の監督のもと、SPARC を中心に展開されている。

SPARC は、2003年1月にスポーツ行政の中心的役割を担ってきたヒラリー・コミッションとニュージーランド・スポーツ財団 (New Zealand Sports Foundation) および観光・スポーツの政策部局 (Office of Tourism and Sport) を統合し設立された政府認可法人 (Crown Entity) ※である。

※政府認可法人 (Crown Entity) とは、政府認可法人法 (Crown Entities Act 2004) に基づいて、国の行政の実施組織として国が設置する公的な目的をもった法人組織のこと。

①ビジョン

すべてのニュージーランド人が、日々のスポーツやレクリエーション活動を通じて、喜びや成長を見出すこと

②ミッション

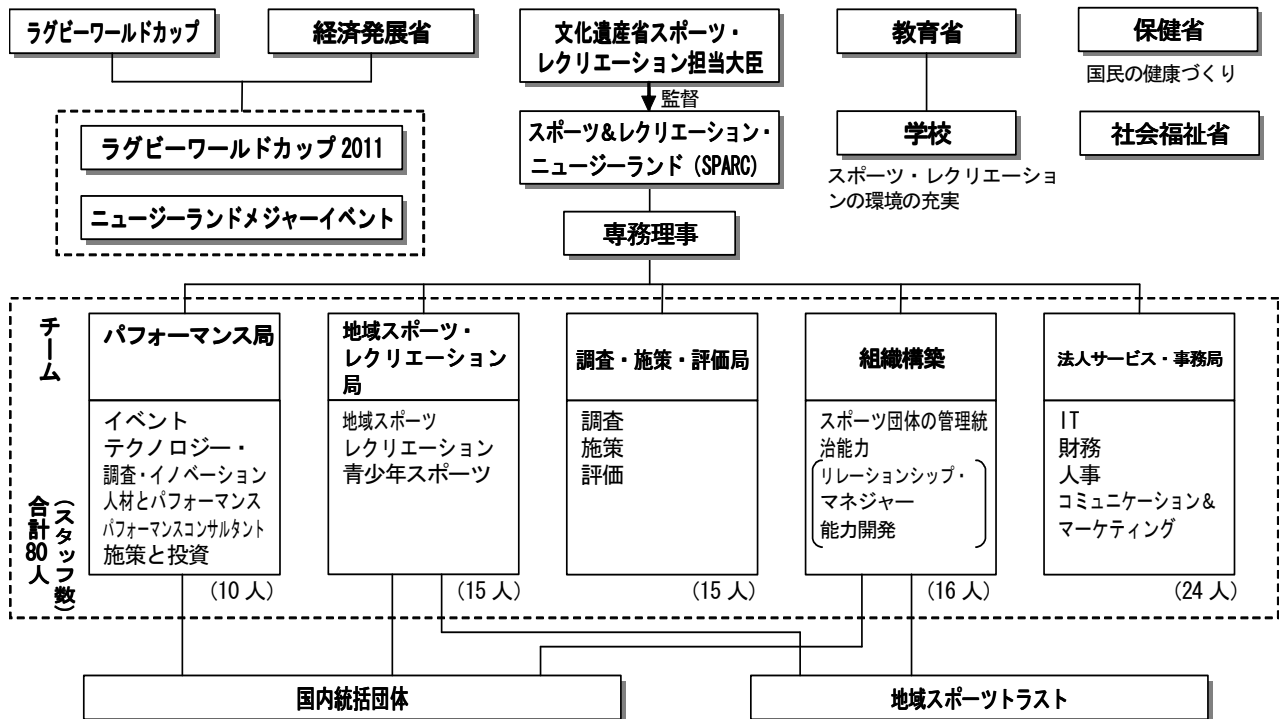
- ・スポーツ・レクリエーションにもっと子どもたちを参加させる
- ・スポーツ・レクリエーションに参加する人々をもっと増やす
- ・国際舞台におけるニュージーランド人選手の成功を増やす

SPARC は、地域スポーツ・レクリエーション局 (Community Sport & Recreation)、パフォーマンス局 (High Performance)、調査・政策・評価局 (Research, Policy & Evaluation)、組織構築 (Sector Engagement)、法人サービス・事務局 (Corporate Services/Executive Office) から成り、80人の職員が業務にあたっている。

高水準スポーツ、青少年スポーツ、地域スポーツ、レクリエーションそしてスポーツ団体の管理統治能力の5つの課題について、政策の調整や予算の配分を行い、すべてのスポーツ・レクリエーションを対象として、SPARC が認定したスポーツ・レクリエーション団体に対して助成が行われる。従って、障害者スポーツをはじめ、オリンピック種目以外のスポーツも含まれる。現在の体制では、高水準スポーツと青少年スポーツに重点的に力が注がれている。

また、学校のスポーツ・レクリエーション環境の充実については教育省 (Ministry of Education) と、国民の健康づくりに関係する身体活動の振興については保健省 (Ministry of Health) というように、関連機関と連携をとりながら業務にあたっている。

図表 N-4 ニュージーランドのスポーツ組織体制図



出典：現地ヒアリング調査に基づき作成（2011）

（２）地方組織

1) 地域スポーツトラスト

地域レベルのスポーツ振興には、全国 17 ヶ所にある地域スポーツトラスト (Regional Sports Trust: RST) が重要な役割を担っている (図表 N-5)。地域スポーツトラストは公益信託団体 (Charitable Trust) であり、自治体や競技団体、教育機関などと連携し、スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (SPARC) からの助成金や賭博収益基金からの助成などにより地域のスポーツ振興、身体活動の普及啓発を行っている。自治体 (全国 74 地区) では、施設の整備やスポーツクラブへの資金援助などを通じて、地域のスポーツ・レクリエーション振興を図っている。たとえば、1983 年に国内で最初に創設された地域スポーツトラスト (RST) であるスポーツ・オタゴの年間収入は 213 万ニュージーランドドル (以下 NZ ドル、約 1 億 3,400 万円) で、内訳は SPARC、地域トラスト*1 やパブチャリティ*2 などからの助成である。基本的に、60% が各種プログラムやイベントの提供に、20% が支援活動、残りの 20% が繰入金や情報伝達などに使われる。スポーツ・オタゴの戦略プラン「Towards 2015」によれば、2015 年までのターゲットとして、「地域全体への注視の維持」「他のスポーツ・レクリエーション組織との効果的な協働」「青少年を対象にしたプログラム・サービスの促進」「地域における認知度の向上」「地域スポーツ組織の運営力の向上」「業務に対する評価と報告」「財政基盤の安定」などが上がっている。

現在は、この「SPARC→地域スポーツトラスト→クラブ・学校」という構造にとらわれず、SPARC から直接「クラブ・学校」へ支援するなど、あらゆる可能性が SPARC 内で模索されている (図表 N-6)。

※1NZ ドル=63 円で換算

*1 地域トラストとは、スポーツ組織ではないが地域のスポーツ活動を支える公益信託団体。Ⅲ. 2 参照。

*2 パブチャリティとは、パブやバーに設置したゲーム機の収入を原資に支援する団体。

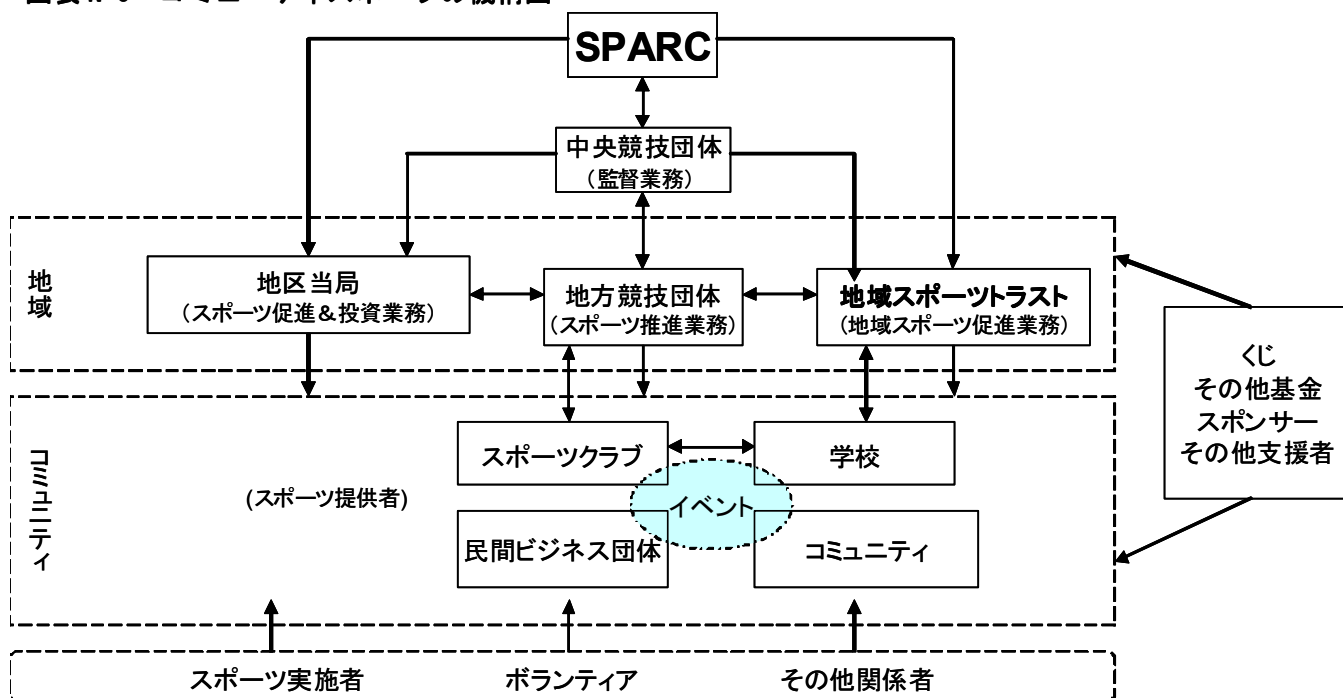
図表 N-5 地域スポーツトラスト一覧

都市	スポーツトラスト
クライストチャーチ	カンタベリー・ウエストコースト・スポーツトラスト
マヌカウ	カウンティーズマヌカウ・スポーツ
ノースショア	ハーバー・スポーツ
オークランド	スポーツ・オークランド
タウランガ	スポーツ・ベイ・オブ・プレンティ
ギスボーン	スポーツ・ギスボーン
ナピエ	スポーツ・ホークスベイ
バルマーstonノース	スポーツ・マヌワツ
ワンガレイ	スポーツ・ノースランド
ダニーデン	スポーツ・オタゴ
インバーカーギル	スポーツ・サウスランド
ニュープリマウス	スポーツ・タラナキ
ネルソン	スポーツ・タスマン
ハミルトン	スポーツ・ワイカト
ワイタケレ	スポーツ・ワイタケレ
ワンガヌイ	スポーツ・ワンガヌイ
ウェリントン	スポーツ・ウェリントン

出典：SPARC:

<http://www.sparc.org.nz/en-nz/our-partners/Regional-Sports-Trusts/List-of-all-RSTs/>

図表 N-6 コミュニティスポーツの機構図



出典：現地ヒアリング調査をもとに作成（2011）

(3) その他

政治や社会全般でイギリスの影響を強く受けるニュージーランドでは、基本的にスポーツの場は地域のスポーツクラブである。子どもについては、高校時代のみ学校の部活動になるが、その前後は地域のスポーツクラブが活動の場となっている。

3. スポーツ振興関係法令

(1) スポーツ・レクリエーション・ニュージーランド法

(Sport and Recreation New Zealand Act 2002)

スポーツ・レクリエーション・ニュージーランド法 (Sport and Recreation New Zealand Act 2002) は、それまでのヒラリー・コミッションに代わってスポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (SPARC) を創設し、SPARC にスポーツ行政の中心的役割を担うべく機能・権限を与えた。

具体的には、SPARC を政府認可法人 (Crown Entity) として設立すること、機能、大臣の権限、'Sport and Recreation New Zealand' の名称保護、理事会の構成・権限、職員の雇用関係、ヒラリー・コミッションから SPARC への移行などが規定されている。なお、SPARC に課せられる義務などは、政府認可法人法 (Crown Entities Act 2004) に基づいている。

SPARC の機能については、以下のとおり記されている。

- ・レクリエーション・スポーツ活動に対する国家政策や戦略の発展・実行
- ・関連組織や地域団体への資金の分配
- ・身体活動の重要性の普及・唱道
- ・レクリエーション・スポーツ活動に関する調査の普及・推進
- ・レクリエーション・スポーツ活動に関する課題の大臣への助言
- ・マオリ民族へのレクリエーション・スポーツ活動の振興
- ・女性や高齢者や障害者に対するレクリエーション・スポーツ活動の推進
- ・レクリエーション・スポーツ活動に伴う個人や組織間の紛争解決の促進
- ・レクリエーション・スポーツ界の組織構造基盤の維持や発展のための学校や地方・地区政府そして関連団体との協働
- ・レクリエーション・スポーツ活動の参加拡大を図るための保健や教育その他機関との協働
- ・政府のレクリエーション・スポーツ政策を国際的に代表すること

(2) アンチ・ドーピング法

アンチ・ドーピング法 (Sports Anti-Doping Act 2006) は、ニュージーランド・スポーツドラッグ局法 (New Zealand Sport Drug Agency Act 1994) を全面的に改正し、アンチドーピング局の名称を変更 (Drug Free Sport NZ) するとともに、新たにスポーツ紛争解決機関 (Sports Tribunal of New Zealand) の規定を盛り込んだ。

(3) その他

賭博に関する法律として、ギャンブル関連義務法 (Gaming Duties Act 1971)、ギャンブル法 (Gambling Act 2003) が制定されていて、これらに基づく収益から、地域スポーツ振興の財源として関連団体に配分されているが、日本のサッカーくじのようにスポーツに特化したものではない。

4. スポーツ関連予算、財源、税制

(1) スポーツ関連予算

1) スポーツ関連国家予算

文化遺産省の2009年度のスポーツ・レクリエーション関係予算は、省内が9万8,000NZドル(約617万円)、省外への配分が6,181万2,000NZドル(約38億9,400万円)の計6,191万NZドル(約39億円)であった。省外の内訳は、アンチドーピングに217万1,000NZドル(約1億3,700万円)、スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARC)へ5,962万2,000NZドル(約37億5,600万円)。内訳として、スポーツ・レクリエーションプログラムへ1,670万9,000NZドル(約10億5,300万円)、高水準スポーツに3,866万3,000NZドル(約24億3,500万円)、首相奨学金(詳細は後述II. 2.(2) 1) ②御参照)に425万NZドル(約2億6,800万円)配分されている。

スポーツくじなどの収益も財源の一部に充てられるが、収益の約20%がスポーツ関連予算に配分されており、2009年度は、6,510万NZドル(約41億100万円)がSPARCに配分されている。

2) スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARC)の予算使途

スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARC)では、スポーツ・レクリエーションプログラム・高水準スポーツ・首相奨学金の3つの予算項目にわけて、国およびスポーツくじなどから予算を確保している。(図表N-7)。

図表 N-7 スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARC)の予算使途(2009)(単位: NZドル)

予 算 項 目	決算額	予算額	予算元
スポーツ・レクリエーションプログラム	46,356,000	16,709,000	国
		37,188,000	その他
		53,897,000	計
高水準スポーツ	39,524,000	38,663,000	国
		9,584,000	その他
		48,247,000	計
首相奨学金	4,039	4,250,000	国
		0	その他
		4,250,000	計

出典: SPARC、Annual Report 2009/10

3) スポーツ団体等への補助金

スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARC)は国内統括団体を含む94団体に3,786万3,460NZドル(約23億8,500万円)を配分した。もっとも多く補助金を受けたスポーツは自転車競技(Bike NZ)で約450万NZドル(約2億8,400万円)、以下、ボート、セーリング、水泳、トライアスロンと続き、クリケットは約143万NZドル(約9,000万円)で8位、ラグビーは10位で約126万NZドル(約8,000万円)となっている(図表N-8)。オリンピック委員会より多くの助成金が配分される競技団体が多数存在する。

図表 N-8 SPARC からのスポーツ団体への助成金 (単位: NZ ドル)

順位	団 体	助成額
1	自転車	4,501,857
2	ボート	4,422,019
3	セーリング	2,462,520
4	水泳	2,019,616
5	トライアスロン	1,891,965
6	陸上競技	1,727,101
7	ホッケー	1,693,636
8	クリケット	1,426,800
9	カヌー	1,279,650
10	ラグビーユニオン	1,264,524
その他		
11	ネットボール	1,168,315
14	パラリンピック委員会	918,457
17	スペシャルオリンピック委員会	704,600
23	ヘルベルグ基金	450,000
27	オリンピック委員会	250,000
29	レクリエーション協会	191,000

出典: SPARC、Annual Report 2009/10

SPARCには、助成金の配分ではなく、「投資」というコンセプトがある。国内統括団体は、国を代表するスポーツ団体として国際的な統括組織に加盟していることなどを要件にSPARCの認定を受ける。認定を受けた競技団体は、実績などに応じて以下のカテゴリー別の支援を受けることができる。

- ・強化 (Development)
競技団体の能力強化・改善のための支援
- ・参加 (Participation)
スポーツ参加者の増加と競技力向上のための支援
- ・パフォーマンス (Performance)
国際競技力向上のためのトップアスリート強化支援など

4) その他

スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (SPARC) は、スポーツ団体への助成金のほか、スポーツ・アカデミー (New Zealand Academy of Sport : NZAS)、地域スポーツトラスト、さらには市 (City Council) や地区 (District Council) といった地方自治体などにも配分をしている (図表 N-9)。

図表 N-9 その他の助成配分 (単位 : NZ ドル)

助成先	助成額
スポーツ・アカデミー	11,126,573
北島アカデミー	(7,516,960)
南島アカデミー	(3,609,613)
先住民関係スポーツ団体	778,998
地域スポーツトラスト (17)	21,180,352
地方自治体	672,165
その他 (学校ほか)	1,604,320

出典 : SPARC、Annual Report 09/10

(2) 財源

1) スポーツくじ等による財源

SPARC の財源は、文化遺産省からの予算配分が中心となる。また、スポーツくじなどの収益も財源の一部に充てられ、収益の約 20% がスポーツ関連予算に配分される。2009 年度には、6,510 万 NZ ドル (約 41 億 100 万円) が SPARC に配分されている。

(3) 税制

1) スポーツ振興に関する税制上の優遇措置

多くのスポーツ団体 (競技団体、クラブなど) は非営利社団法人 (Incorporated Society) であるため、法律に基づいて、所得税の減免措置や非営利社団法人に寄付をした場合の寄付金控除策が採られている。

ただし、直接的にスポーツ振興を理由とする税制上の優遇措置はない。

II スポーツ政策の施策事業

1. スポーツ基本計画

(1) SPARC 戦略プラン (Strategic Plan)

現在、「スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (SPARC) の戦略プラン (Sport & Recreation New Zealand's Strategic Plan) 2009-2015」が展開されており、「すべてのニュージーランド人が、日々のスポーツやレクリエーション活動を通じて、喜びや成長を見いだすこと」をビジョンに掲げ、「より多くの国民が参加し、支援し、勝利するスポーツ・レクリエーション環境づくり」を目標としている。

具体的には、このプラン上の最優先ターゲットを子どもたち (0 歳から 18 歳) と高水準スポーツとし、それぞれ到達目標を設定している (図表 N-10)。特に高水準スポーツでは、クリケット、ネットボールそしてラグビーを最重要競技と位置付け、さらに陸上、自転車、ボート、セーリング、水泳およびトライアスロンを重点競技として強化の対象としている。その他、地域スポーツの振興、レクリエーション活動の促進、さらには関連団体のガバナンス能力の向上を優先ターゲットとしている。

図表 N-10 SPARC の戦略プラン「2015 年までの到達目標」

スポーツ・レクリエーションにより多くの子どもたちを
・学校に通う子どもたちの 80%が、少なくとも週に 3 時間はスポーツ・レクリエーション活動に参加する。 ・より多くの高校卒業後の若者がスポーツ・レクリエーション活動にとどまる。
スポーツ・レクリエーションにより多くの国民が
・少なくとも週に 1 度はスポーツ・レクリエーション活動に参加する成人を 50 万人増やす。 ・スポーツ・レクリエーション領域におけるボランティアを 100 万人以上に増やす。
国際舞台でより多くの勝者を
・2012 年のロンドンオリンピックで、10 個以上のメダルを獲得する。 ・クリケット (International Cricket Council World Tournament)、ネットボール (Netball World Championship) およびラグビー (Rugby World Cup) で優勝する。

出典：SPARC (2009) Sports and Recreation New Zealand's Strategic Plan 2009-2015

(2) 地域スポーツ振興計画 (Community Sport Strategy)

2009 年から 2015 年までの地域スポーツの振興計画として、「地域スポーツ振興戦略 (Community Sport Strategy) 2009-2015」が展開されている。この戦略の到達目標は、「参加の増大と全ての国民によるボランティア活動を支援する、質の高いコミュニティスポーツ提供システムをつくること」である。

この戦略では、ターゲットを「青少年」、「ボランティア・指導者ら」、「提供システム」の 3 つに絞り、それぞれの目標やそこに到達するための戦略を掲げている (図表 N-11)。目標としては、「青少年」については、学校に通う子どもたちの 80%が少なくとも週に 3 時間はスポーツ・レクリエーション活動に参加すること。「ボランティア・指導者ら」については、100 万人以上がスポーツ・レクリエーション分野でボランティアに従事すること。「提供システム」については、結果的に少なくとも週に 1 度はスポーツ・レクリエーション活動に参加する成人を 50 万人増やすこと、などとしている。

図表 N-11 地域スポーツ振興戦略

	2010-2011	2011-2012	2012-2013	2013-2014	2014-2015
青少年	SPARCプランの完成	5-18歳の参加とボランティアに関する基準作成のための調査 基礎的運動技術の調査	Kiwisportの検証終了	到達点・進捗状況に基づく地域スポーツ振興計画の全般的な見直し	進捗を測るための青少年調査の再実施 基礎的運動技術の再調査
ボランティア・指導者ほか	スポーツ団体による地域スポーツ振興計画の開始	地域スポーツ振興計画の継続 マネジメント体制を含むボランティア計画の発展	地域スポーツ振興計画の継続		計画の第2局面のための新たな計画策定
提供システム	国内統括競技団体と地域スポーツトラスト間で調整された出資に対する成果	スポーツ憲章／倫理の枠組み スポーツ関与全体を発展させるための7つの重点スポーツとの協働	スポーツ関与全体の拡大	ボランティア・クラブメンバー・参加者を観察する Active NZ	

計画に対する調査の進行と結果の公表

出典：SPARC (2010) Community Sport Strategy 2010-2015

2. スポーツ振興施策

(1) 生涯スポーツ振興施策

1) スポーツ参加促進施策

ニュージーランドでは、以下のようなガイドラインを示し、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進がはかられている。

- ・スポーツ・レクリエーションへの道 (Sport and Recreation Pathway)
※生涯におけるスポーツ・レクリエーションへの関わり方を示す
- ・すべては若い人たち次第 (It's All About Young People: Implementing a child /young person centered philosophy in sport and recreation)
※青少年向けのスポーツのすすめ
- ・クラブキット (Club kit)
※地域のスポーツクラブの運営助言

2) 子どものスポーツ振興に関する施策

①キウイスポーツ (KiwiSport)

1988年、オーストラリアのオージー・スポーツ (Aussie Sports program) を参考に、小学生にあたる子どもたちのスポーツ振興プログラムとして「キウイスポーツ」が開発された。2009年より内容が一新され、4年間で8,200万NZドル (約51億6,600万円) を投じ、対象を5歳から18歳にまで拡大し、教育省を通じたプログラム (Direct Funding: DF) とスポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (SPARC) から地域スポーツトラストを通じたプログラム (Regional Partnership Fund: RPF) の2つ野プログラムが展開されるようになった。これにより、旧プログラムでは競技団体を通じて種

目ごとに補助金が支給されていたが、支援を必要とする学校やクラブに直接支給することが可能になった。

当初の計画では、4年間で教育省からのプログラムに4,500万NZドル（小学校に2,400万NZドル：約15億1,200万円、中学高校に2,100万NZドル：約13億2,300万円）、地域スポーツトラストを通じたプログラムに3,700万NZドル（約23億3,100万円）が充てられている。

3) マイノリティ（障害者、民族など）のスポーツ振興に関する施策

①ヘー・オーランガ・ポータマ（He Oranga Poutama）

ニュージーランドにおいて、先住民マオリの社会参加は重要な課題である。スポーツ・レクリエーション領域においても同様で、1997年、SPARCを中心に「段階的に健康を！（ヘー・オーランガ・ポータマ：He Oranga Poutama）」プランが導入され、地域レベルのスポーツ・レクリエーション活動への参加促進が図られている。

（2）国際競技力向上施策

1）競技力向上施策

①強化支援策

トップアスリートには、ニュージーランド・スポーツアカデミー（NZAS）でのトレーニング支援のほか、生活やトレーニングに関する資金的なサポートもある。SPARCが「パフォーマンス」のカテゴリーで認定した国内統括団体では、以下の成績をおさめた選手は、同アカデミーから強化費（Personal Grant）を受けることができる。

- ・オリンピック種目の選手で、最新の世界選手権で20位以内
（40人未満の大会なら上位半分以内）
- ・オリンピック種目以外の選手で、最新の世界選手権で3位以内
- ・パラリンピック種目の選手で、最新の世界選手権で3位以内
- ・過去12ヵ月以内に開催されたオリンピック種目の世界ジュニア選手権の勝者

②首相奨学金（Prime Minister's Scholarship）

トップアスリートやトップレベルのコーチを対象にした奨学金制度「首相奨学金（Prime Minister's Scholarship）」がある。トップアスリートの高等教育のための学費や生活費などの支援は、年収4万NZドル（約252万円）未満、ニュージーランド・スポーツアカデミー（NZAS）から受けている補助金が2万NZドル（約126万円）未満などを条件に、学費の支援として年間最高で1万NZドル（約63万円）が支給される。コーチを対象としたものでは、トップレベルのコーチングスキルの向上を目的とした奨学金で、最上級のコーチには年5万NZドル（約315万円）、その他のコーチには年最高1万NZドル（約63万円）が支給される。

2）スポーツ指導者関連施策

指導者の資格認定制度は存在せず、さまざまな養成プログラムが提供されている。

①指導者戦略プラン（The New Zealand Coaching Strategy -Taking Coaching into the future）

2007年、スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド（SPARC）は指導者戦略プラン（The New Zealand Coaching Strategy -Taking Coaching into the future）を発表した。これまでは、コーチング・ニュージーランド（Coaching NZ：CNZ）を中心として、スポーツの入門からトップレベルの指導者まで、あらゆるレベルに応じた指導者カリキュラムが提供されてきた。

② トップコーチ専任プログラム (Coach Accelerator)

現在は、2009 年から導入されたトップコーチ専任プログラム (Coach Accelerator) が展開されている。これはオリンピック・パラリンピックのチャンピオンを生み出す可能性のある指導者に対し、専任コーチとして援助するプログラムである。

③ コーチ・パフォーマンス・プログラム (Coach Performance Programme)

高水準スポーツ指導者向けのプログラムとしてコーチ・パフォーマンス・プログラム (Coach Performance Programme) が展開されている。これは、パフォーマンス・プラス (Performance+) とパフォーマンス (Performance) という 2つのカテゴリーから成り、前者が 45 人程度、後者は 70 人程度を対象としている。

(3) スポーツの保護関連施策

1) ドーピングに関する施策

ニュージーランドにおけるアンチドーピング活動は、1994 年に創設されたアンチドーピング代行機関 (New Zealand Sports Drug Agency) の組織変さらにもない、2006 年のアンチドーピング法 (Sports Anti-Doping Act 2006) に基づいて設置された政府認可団体 (Crown Entity) であるアンチドーピング局 (Drug Free Sport NZ : DFSNZ) が担っており、教育啓蒙活動や検査などの実施を任務としている。

2009 年度予算は 242 万 5,776NZ ドル (約 1 億 5,300 万円) で、その内、国からは 217 万 1,000NZ ドル (約 1 億 3,700 万円) 約 89.5%となっている。支出では、テストプログラム関連に 152 万 1,481NZ ドル (約 9,600 万円) (約 62.7%)、教育啓蒙活動関連に 28 万 620NZ ドル (約 1,800 万円) (約 11.6%) などとなっていて、合計では 225 万 698NZ ドル (約 1 億 4,200 万円) が支出されている。

2009 年度実施検査数は 1,343 件であり、その内、アンチドーピング局のプログラムに基づいて実施されたものは 1,035 件であった。内訳は、競技会検査が 496 件、競技会外検査が 539 件行われている。血液ドーピング (エリスロポエチン : EPO) のスクリーニングテストも 64 件実施されている。

2) スポーツ紛争解決制度

アンチドーピング法 (Sports Anti-Doping Act 2006) により、ニュージーランドスポーツ審判機関 (Sports Tribunal New Zealand : STNZ) にドーピング紛争だけでなくスポーツ紛争全体の紛争解決機関としての機能をもたせている。同機関の前身は、スポーツ・レクリエーション・ニュージーランド法 (Sport and Recreation New Zealand Act 2002) に関連して設置された「スポーツ紛争審判機関 (Sports Disputes Tribunal New Zealand)」であり、機能および権限はそのまま引き継がれている。すなわち、2003年にスポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (SPARC) により設立された独立機関である。

対象とする紛争は、①ドーピング紛争、②国内競技団体やニュージーランドオリンピック委員会の下した懲罰裁定や選手選考に関する不服申し立て、③同機関での解決に同意しているすべての団体における各種紛争、④SPARC によってもち込まれた紛争が対象となり、基本的に聴聞が実施され、調停により解決が図られる。

一般的には同機関の決定は最終のものであるが、一部スポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport) へ上訴することが認められている。

3) 事故補償・安全対策・保険関連施策

高社会福祉の国の象徴の 1 つとして、ニュージーランドでは、1972 年に事故補償法を制定し、費用が国の一般予算から支出された無過失の補償制度を展開している。すなわち、国内居住者のみならず一時滞在者のスポーツ事故や交通事故などすべての事故において、政府認可法人 (Crown Entity) で

ある事故補償公社（Accident Compensation Corporation：ACC）により、すべての医療費が税金でまかなわれる制度が構築されている。現在は、事故補償 2001 年法（Accident Compensation Act 2001）や傷害防止、リハビリテーションおよび補償法（Injury Prevention, Rehabilitation and Compensation Act）を中心に事業が展開されている。

当然のごとく、全額国庫負担は財政を圧迫することから、たびたび制度設計（勘定）の変更をするとともに、関連機関に対し、常に事故防止・安全対策を求めている。スポーツにおいては、ラグビーの事故が多く、ラグビー協会と事故補償公社（ACC）が共同で事故防止マニュアルを作成している。

（４）事業評価・実績評価等政策評価制度

ニュージーランドでは、年次報告書の中に、第三者による評価ではなく自己による到達度が記載されている。文化遺産省とスポーツ&レクリエーション・ニュージーランド（SPARC）では求められているものが異なるが、SPARC では、政府認可法人法（Crown Entities Act 2004）に基づき、自己評価を行っており、2009 年度報告では、18 の政策課題の内、15 に関して「達成（Achieved）」、3 つに対して「一部達成（Partly Achieved）」と報告している。文化遺産省の報告では、政策遂行に関わるリスクを示し、それに対する行動（Action taken）も記述されている。

Ⅲ スポーツ関連団体組織とスポーツ政策の関係

1. 国内のスポーツ統括団体

(1) ニュージーランドオリンピック委員会 (New Zealand Olympic Committee : NZOC)

① 設立背景・特徴

ニュージーランドオリンピック委員会 (NZ Olympic Committee: NZOC) は非営利社団法人で、ニュージーランド国内唯一の国内オリンピック委員会および国内英連邦大会連盟 (Commonwealth Games) である。同委員会では、4年ごとの戦略プランを策定し、目標達成に向けて活動を展開している。2010-2013年の戦略プランによると、これまで同様、オリンピックと英連邦大会における選手の活躍を主たる目的とし、2013年までの目標として、感動的なゲームの提供 (Inspirational Games Experiences)、教育を通じた感動 (Inspiration Through Education)、効果的なリーダーシップ (Effective Leadership)、財政力強化 (Financial Capability) という4点を掲げるとともに、その達成のために、スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (SPARC) や各競技団体、NZ スポーツアカデミー、アスリート委員会といった関連諸機関との連携のさらなる強化の重要性を説き、マーケティング活動やキャンペーンを通じて人々に支援を求め、選手のための強力なサポート体制の構築を謳っている。また、世界的な青少年をめぐるスポーツ参加率の減少や肥満傾向を踏まえ、学校におけるオリンピック教育プログラムを通じて、子どもたちをスポーツに参加させ、オリンピックの価値を認識させることとしている。さらに、リーダーシップを発揮し、政府から独立した一組織、さらには国際的なつながりをもつ組織として、関連諸機関と連携しながら国内のスポーツにプラスになるよう国内外でロビー活動を行うこととしている。財政面については、政府からの助成に限りがあることから、戦略プラン期間の最終年度 (2013年) に向かって進むには危機的であると、そのために商業的パートナーとの有効な関係をさらに強固にしていくこととしている。

② 組織構成

NZOC は、オリンピック委員会と英連邦大会連盟の機能を有することから、加盟団体 (Affiliate) もそれに準じたものとなっている。具体的には、オリンピック夏季大会種目 28 団体^{*1}、冬季大会種目 7 団体、英連邦大会種目 6 団体 (ローンボウルズ、クリケット、ネットボール、ラグビーユニオン、スカッシュ、ボウリング) の計 41 団体で構成されている。

また、準加盟団体 (Associate Membership) として、パラリンピック委員会、オリエンテーリング、モーターサイクル、ブリッジ (トランプを使って行うゲーム) ^{*2}、コーフボール、チェス、ダンススポーツ、ローラースポーツ、大学スポーツ、カンフー、スポーツアカデミー (南北) の 12 団体が存在している。

*1 現在資格停止中のハンドボール協会を含む。

*2 団体名 : New Zealand Bridge Inc. トランプの「コントラクト・ブリッジ」

③ 予算

NZOC の 2009 年度予算は、3,500 万 NZ ドル (約 22 億 500 万円) であり、スポンサーシップ、地域トラストやスポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (SPARC) からの助成などが主な財源となっている。

また、NZOC では、選手支援に対する一般の人々からの寄付を受け付けており、NZOC が指定の非営利団体であるため、寄付をした分が税の減額の対象となる。

2. その他のスポーツ組織

(1) 地域トラスト (NZ Community Trust)

厳密にはスポーツ組織ではないが、地域のスポーツ活動を支える組織として、地域トラスト (NZ Community Trust : NZCT) が存在する。同組織は公益信託法に基づく公益信託団体で、安全な娯楽としてのゲーム機利用環境を人々に提供することを主たる目的としている。そして、パブやクラブなどに併設されているゲーム機からの収入を原資に、16 地域のトラストを通じてスポーツをはじめとする地域のさまざまな活動をサポートしている。

地域トラスト (NZCT) では、毎年、各地域のトラストを通じて約 2,500 件、およそ 4,000 万 NZ ドル (約 25 億 2,000 万円) の補助金を地域社会に還元している。2009 年度においては、およそ 3,760 万 NZ ドル (約 23 億 6,800 万円) をスポーツ組織や地域の非営利活動組織に補助金として支出している。内訳は、スポーツ団体に対して約 2,967 万 NZ ドル (約 18 億 6,900 万円) (79.0%)、地域団体に対して約 467 万 NZ ドル (約 2 億 9,400 万円) (12.4%) が、健康・教育関係に約 216 万 NZ ドル (約 1 億 3,600 万円) (5.7%)、芸術・文化関係に 105 万 NZ ドル (約 6,600 万円) (2.8%) となっている。たとえば、2008 年度においては、地域トラスト・ウェリントンを通じて 586 万 3,649 NZ ドル (約 3 億 6,900 万円) を当該地域の団体に拠出しているが、地域レベルに対する補助が 20 件で 188 万 7,573 NZ ドル (約 1 億 1,800 万円) (図表 N-12) で、各クラブなどに対する補助が 336 件で 397 万 6,076 NZ ドル (約 2 億 5,000 万円) となっている。

図表 N-12 地域トラスト・ウェリントンの助成先 (単位: NZ ドル)

	団体名	金額
地域 団体 等	オールキウイススポーツクラブ	100,000
	アジアイベントトラスト	20,000
	ボウルズウェリントン・グリーンキーピング協会	7,500
	ウェリントンローンボウルズ協会	25,000
	NZがん患者協会ウェリントン支部	70,000
	キャピタルサッカー	360,400
	カレッジスポーツ・ウェリントン	75,000
	ウェリントンクリケット協会	198,750
	NZ OKデインギ協会	20,000
	セイント・バスケットボール	139,796
	スポーツ・ウェリントン	80,000
	ウェリントン水泳協会	17,000
	チームウェリントンサッカー	115,120
	ウェリントンゴルフ協会	24,000
	ウェリントンホッケー協会	159,000
	ウェリントン脊髄損傷・身体障害者協会	19,500
	ウェリントン地域オーケストラ財団	10,000
	ウェリントンラグビーリーグ	120,757
	ウェリントンラグビーユニオン	321,750
	ウェリントンラグビーリーグ・審判協会	4,000
	小 計	1,887,573
他		3,976,076
	合 計	5,863,649

出典: Submission to Wellington City Council on the proposed Gambling Venues Policy, NZCT, 2010

IV 特定スポーツ政策の状況

1. 障害者スポーツ

(1) 障害者スポーツの歴史

1962年、オーストラリアで開催された英国連邦国脊髄損傷者大会に参加したことから、ニュージーランドの障害者スポーツの歴史は動き出す。1965年、オークランドでの地域大会の開催などを経て、1968年に開催された最初の全国大会には、ニュージーランド全土から29人の選手が参加し、大会直後にはオタゴやウェリントンに連盟が設立された。また、同年、ニュージーランド脊髄損傷者・身体障害者連盟が、障害者スポーツ統括団体として発足し、テレ・アビブパラリンピックに選手団(15選手)を派遣し、金メダル1個、銀メダル2個、銅メダル1個を獲得した。以後、ニュージーランドは、1975年に日本で開催された極東・南太平洋身体障害者スポーツ(FESPIC)大会を始め、さまざまな国際大会に選手団を派遣している。

その後、ニュージーランド脊髄損傷者・身体障害者連盟は、17の地域の組織と協働し、また障害種別の組織(視覚障害者スポーツ協会など)と連携し、1998年10月よりニュージーランド・パラリンピック委員会(Paralympics New Zealand)に改名した。現在、個人のスポーツ機会の拡大から、エリートスポーツまで幅広く支援している。

(2) 障害者スポーツの現状

ニュージーランドにおける障害者の定義は、人権法上の「障害を理由とする差別」によると、「身体障害・機能障害」「身体的疾患」「精神・心理的障害・機能障害」「その他の精神・心理的、生理学的、解剖学的構造・機能の消失や異常」「盲導犬、車いす、その他の救済を必要とすること」「病原体の体内における存在」となっている。1989年の「障害者のレクリエーション・レジャー・スポーツに関する政策」によれば、当時の人口の約14%(およそ50万人強)が障害者であると報告されている。

(3) 障害者スポーツの組織構造

1) 障害者スポーツ担当行政組織

障害者スポーツは文化遺産省が所管しているが、実際の行政は、政府認可法人のスポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARC)が担っている。現在は、SPARCから統括団体である、ニュージーランド・パラリンピック委員会(Paralympics New Zealand)、知的障害者スポーツ協会(Special Olympics New Zealand)、視覚障害者スポーツ協会(Blind Sport New Zealand)、聴覚障害者スポーツ協会(Deaf Sports Federation of New Zealand)などへ予算が配分されるだけで、具体的な振興策は、各団体の裁量に委ねられている。

パラリンピック委員会と各統括団体との間には、特に大会参加などの点で連携がみられる。たとえば、陸上競技のニュージーランド選手権(Athletics New Zealand Track & Field Championships)では、障害者イベント(AWD*1 Events)と称して、障害に応じて1つのカテゴリーとして競技がプログラムに盛り込まれている*2(図表N-13)。パラリンピック委員会の主構成団体は、陸上競技(Athletics NZ)、バスケットボール(Basketball NZ)、ローンボウルズ(Bowls NZ)、自転車(Bike NZ)、射撃(NZ Shooting Federation)、水泳(Swimming NZ)、スノースポーツ(SnowSports NZ)、ボッチャ(Boccia NZ)、車いすラグビー(NZ Wheelchair Rugby)、車いすテニス(NZ Wheelchair Tennis)、ヨット(Yachting NZ)、各地域委員会となっている。

*1 Athlete with a Disability

*2 たとえば、「成人男子：1500m・車いす」や「成人男子・女子：走り幅跳び・知的障害」など。

図表 N-13 国内選手権における障害者アスリートの参加数

大会	2010	2009	2008
陸上競技選手権	21	6	10
自転車（ロード）	17	8	5
自転車（トラック）	9	4	7
ライフル射撃	8	5	6

出典：年次報告書 2009/10、NZパラリンピック委員会より作成

2) 障害者スポーツ団体

①ヘルベルグトラスト (Halberg Trust)

ヘルベルグトラスト (Halberg Trust) という障害者スポーツの振興団体があり、1963 年から基金を設けて活動を展開している。また、スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド (SPARC) からの助成も受けている。

その他、ニュージーランド・パラリンピック委員会、知的障害者スポーツ協会、視覚障害者スポーツ協会、聴覚障害者スポーツ協会など、いずれの団体も非営利社団法人法 (Incorporated Societies Act) に基づく非営利社団法人 (Incorporated Society) である。

これらの団体は、財政面では、SPARC からの助成をはじめ、地域トラスト※やパブチャリティ※からの助成、企業からスポンサー支援を受けている。

※地域トラストとは、スポーツ組織ではないが地域のスポーツ活動を支える公益信託団体。

※パブチャリティとは、パブやバーに設置したゲーム機の収入を原資に支援する団体。

(4) 障害者スポーツ関連法と基本政策

障害者福祉全般については、主として社会福祉省 (Ministry of Social Development) の管轄である。障害者に関する法律としては、以下のような法律が制定されているが、障害者スポーツに直接的に関連する法律は存在しない。

障害者コミュニティ福祉法 (Disabled Persons Community Welfare Act 1975)

事故のリハビリテーションおよび補償に関する保険法

(Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Act)

保健および障害者サービス法 (Health and Disability Act)

人権法 (Human Rights Act)

障害者雇用促進法 (Disabled Persons Employment Protection) など

ニュージーランドにおける障害者スポーツ政策としては、1989 年から継続して展開されてきた「例外なし (No Exceptions)」戦略は、障害者のスポーツを含むあらゆる権利保障を促そうとする「障害者人権戦略 (Disability Strategy)」と 2002 年のスポーツ・レクリエーション法により、SPARC が参加率の低い障害者にも、生涯スポーツから競技スポーツに至るまでスポーツプログラムを展開すべきであるとの考えから基づくものである。

(5) 障害者スポーツ施策・事業

1) 施設

ニュージーランドの障害者スポーツにおいては、日本の障害者スポーツセンターのような障害者専用のスポーツ施設並びに使用可能な強化拠点について特に整備されていない。

2) 指導者

障害者スポーツにおける専門的指導者制度は存在しないが、指導者ガイドラインは各団体により策定されている。

以前、スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARC)には、指導者育成として、「コーチング・ニュージーランド (Coaching New Zealand : CNZ)」、「障害を持つ競技選手のためのコーチング (Coaching Athletes with a Disability : CAD)」および「CAD の初級者」の3つのコースがあったが、現在は障害の有無を越えて、障害者・健常者ともに指導できるコーチの育成にあたっている。

3) 財政措置

2009年から、スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARC)は単にニュージーランド・パラリンピック委員会 (Paralympics New Zealand) や知的障害者スポーツ協会 (Special Olympics New Zealand) などへ予算を配分するだけとなっている (2012年までの3年間)。予算配分の内訳は、ヘルベルグトラストに185万NZドル (約1億1,700万円)、知的障害者スポーツ協会に180万NZドル (約1億1,300万円)、パラリンピック委員会に91万8,457NZドル (約5,800万円)、視覚障害者スポーツ協会に2万4,000NZドル (約151万円)、聴覚障害者スポーツ協会に1万2,000NZドル (約76万円) となっている。

4) 環境整備状況

1989年の「障害者のレクリエーション・レジャー・スポーツに関する政策」で、当時の人口の約14% (およそ50万人強) が障害者であり、障害者が豊かな生活を送れるよう、参加機会の提供を中心にスポーツ・レクリエーションの振興が図られてきた。具体的には、施設へのアクセス障害の除去、容易に得られる関連情報の提供、選択肢と自己決定、地域におけるさまざまなサポート、スポーツ参加に伴う費用負担の軽減などが取り組まれてきた。

2. ナショナルスタジアム

ニュージーランドにナショナルスタジアムと呼べる競技場は存在しない。その理由としては、これまでオリンピックを開催していないことが1つの理由として考えられる。英連邦大会を3度国内で開催していることもあり、大規模なスタジアムは国内にいくつか設立されているが、いずれも日本の県に当たる各地域自治体 (Region) の管轄になっている。管理・維持費の負担軽減を目的に、多くの競技場では命名権契約を結んでいる。2011年のラグビーワールドカップニュージーランド大会開催についても、すべて既存の施設を使用して行われる。

3. ナショナルトレーニングセンター (NTC) および強化拠点施設

(1) ニュージーランド・スポーツアカデミー (NZ Academy of Sport: NZAS)

ニュージーランドのトップアスリートの養成および支援の役割を果たしているのは、ニュージーランド・スポーツアカデミー (NZ Academy of Sport : NZAS) である。同アカデミーには、北島スポーツアカデミー (NZAS-North) と南島スポーツアカデミー (NZAS-South) の2つの地域拠点があり、各拠点をベースに大学などの提携施設を通じて、それぞれ指導力向上、スポーツ医科学、その他の関連サービスが提供されている。

また、ボート協会では、カラピロボートセンター (Karapiro Rowing High Performance Centre) を設置している。

(2) ニュージーランドの強化拠点施設（ナショナルトレーニングセンター）

ニュージーランド・スポーツアカデミー(NZAS)を中心として、各地に既存の施設を利用した強化拠点が設置されている（図表 N-14）。

図表 N-14 ニュージーランドのスポーツ強化拠点施設

	拠点施設	所在地		拠点施設	所在地
北 島	北島スポーツアカデミー	オークランド	南 島	シーニックサークルホテル・テニスセンター・ワイルディングパーク	カンタベリー
	オークランド大学	オークランド		パイオニア・レジャーセンター	カンタベリー
	オークランド工科大学	オークランド		馬術連盟センター	カンタベリー
	ミレニアム・スポーツ健康研究センター	マイランギベイ		カース・リーチ	カンタベリー
	ワイカト工科大学	ワイカト		AMIスタジアム	カンタベリー
南 島	南島スポーツアカデミー	ダニーデン		デントンパーク(自転車)	カンタベリー
	リッチモンド・レクリエーションセンター	ネルソン		コールズスタジアム	カンタベリー
	サクストン・フィールド	タスマン		クライストチャーチ・体操スクール	カンタベリー
	トラファルガー・センター	タスマン		コミュニティトラスト・スポーツセンター	カンタベリー
	モトウイーカ・レクリエーションセンター	タスマン		南島情報センター	ワナカ
	クライストチャーチ・エクセレンスセンター	カンタベリー		クイーンズタウン・イベントセンター	セントラルオタゴ
	クイーンエリザベス II 世・レジャーセンター	カンタベリー		セントラルオタゴ・スキーフィールド	セントラルオタゴ
	ウエストパケットラスト・センター	カンタベリー		スタジアム・サウスランド	サウスランド
	カンタベリー卓球センター	カンタベリー		ILTベロドゥローム	サウスランド
	スモークフリー・ポールパーク	カンタベリー		ホームステッド・スタジアム	サウスランド
	スケラーツプ・ホール	カンタベリー			

出典：NZAS (<http://nzas.org.nz/nzas-nth.aspx?c=381&t=FACILITIES>) より作成

V まとめ

ニュージーランドのスポーツ政策の特徴は、中心的役割を担うさまざまな機関を法律で設置し、機能や権限を定めることでスポーツ振興・政策立案を図ってきたことである。現在、その役割を担っているのがスポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARC)である。

SPARC の役割は、資源の配分・交付(Delivery)と投資(Investment)であり、政府の予算を各団体に対して分配するとともに、各種政策の立案、政府への提言、関連機関、団体との調整がなされている。

地方組織やクラブレベルからみると、財源はSPARCからの予算だけではなく、賭博関連基金からの助成や地域振興基金などさまざまな資金を活用している。地域においては、地域スポーツトラスト(RST)が大きな役割を果たしている。RSTは行政機関ではなく、イギリスの流れをくむ慈善組織(Charitable Trust)である。

ニュージーランドの課題は、隣国の大国オーストラリアの陰にいかにかに埋没しないかである。そのため、スポーツにおいても、たとえば、重点強化種目が自転車競技、ボート、セーリング、水泳、トライアスロンなどというように自国の特徴を生かした政策がとられている。

特徴としてあげられる点として、障害者スポーツの一般スポーツとの融合がある。障害者スポーツはSPARCの認定団体に含まれており、国内選手権では種目に障害者スポーツも組み込まれている。

また、政策評価に関して、SPARCでは大雑把ではあるが年次報告書の中に自己評価としての到達度を報告している。短く簡易な説明付きで誰にとってもわかり易い、国の政策に対する自己評価をきちんと報告している点が特徴といえる。

【 参考文献・資料 】

[Disability Sport in New Zealand\(2011\)](#)

[Ministry for Culture & Heritage \(2010\) Annual Report 2010](#)

NZ Academy of Sport:NZAS. <http://nzas.org.nz/nzas-nth.aspx?c=381&t=FACILITIES>

NZCT (2010) Annual Report 2009/2010

NZOC (2010) Strategic Plan 2010 to 2013

Paralympics New Zealand: Annual Report 2009/10

障害問題局(2005). <http://www.odi.govt.nz/NZds/work-plans/2005-06/ce-SPARC.html>

Sports Otago(2010) Annual Report 2010

SPARC (2008) Key Results of 2007/08 Active New Zealand Survey

SPARC (2009) Sports and Recreation New Zealand's Strategic Plan 2009-2015

[SPARC \(2010\) Annual Report 09-10](#)

SPARC (2010) Community Sport Strategy 2010-2015

SPARC. <http://www.activenzsurvey.org.nz/Results/2007-08-Active-NZ-Survey/National-Report/SPARC>

SPARC. <http://www.SPARC.org.NZ/en-NZ/communities-and-clubs/Coaching/Coach-Development-Education/Coaching-NZ-Courses/Coaching-Athletes-with-a-Disability-CAD/SPARC>

SPARC. <http://www.sparc.org.nz/en-nz/our-partners/Regional-Sports-Trusts/List-of-all-RSTs/>